

令和3年度全国キャリア教育・就職ガイダンス

<行政説明 就職支援施策参考資料集>

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課

令和3年6月30日



学生の就職支援に活用が期待されるリンク集

①ハローワークインターネットサービス

ハローワークに登録された全国の求人情報や公共職業訓練の検索などができます。



<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/index.html>

②ジョブ・カード制度総合サイト

自分の強みや将来やりたいことを整理できます。自己PRの作成にも役立ちます。



<https://jobcard.mhlw.go.jp/advertisement/download.html>

③おしごとアドバイザー

就職の素朴な疑問や悩みについて、気軽に電話・メールで相談できる窓口です。



<https://oshigoto.mhlw.go.jp/service/>

④新卒応援ハローワーク

学生や卒業後未就職の方専門のハローワークが全国に56箇所あります。



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184061.html>

⑤学生支援（文部科学省HP）

学生生活において想定されるトラブルに対応した情報サイト



https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/1269672.htm

⑥LO活プロジェクト

「地方就職についてもっと知りたい！」をサポートします。



<https://local-syukatsu.mhlw.go.jp/>

⑦職業情報提供サイト(日本版O-NET)

約500の職業の内容、仕事の特徴、どんな人が向いているかなどがわかります。



<https://shigoto.mhlw.go.jp/User>

⑧職場情報総合サイトしよくばらぼ

興味のある企業の職場情報（平均勤続年数や有休取得率等）が検索できます。



<https://shokuba.mhlw.go.jp/>

⑨若者雇用促進総合サイト

就活に役立つ企業の職場情報やユースエール認定企業等をまとめたサイトです。



<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/top.action>

※政府・地方公共団体等で学生の就職に有益な情報がございましたら「文部科学省高等教育局学生・留学生課」までご連絡ください。
(連絡先: gakushi@mext.go.jp)

「奨学金返還支援」による若者の地方定着の推進

域内の企業へ若者が就職する場合等に、その若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組を推進することにより、地域の産業等の担い手となる若者の地元企業への就職やU I Jターンを促す。



奨学金を貸与 (※)

奨学金を返還



JASSO

日本学生支援機構（地方公共団体独自の奨学金等も可）

※奨学金の予約採用（貸与）の段階でも地方公共団体から対象学生を推薦する**地方創生枠（無利子の優先枠）**を設定

返還を支援

各地方公共団体が
地域内での居住・就業
など支援の要件を定める

※要件や支援内容は団体ごとに異なる



地方公共団体



若者の地元企業への就職や、
都市部からのU I Jターンを促進



○地方公共団体に対する特別交付税措置の概要

【都道府県】

- ・奨学金返還支援のため、地元産業界等との間で基金を設置した場合などに、都道府県の基金への出捐額（対象経費は出捐総額の5/10以内）、広報経費に対して特別交付税措置
- ・対象者の要件は大学等を卒業後に当該都道府県で就職すること等（都道府県と地元産業界等が合意して要件を決定）

【市町村】

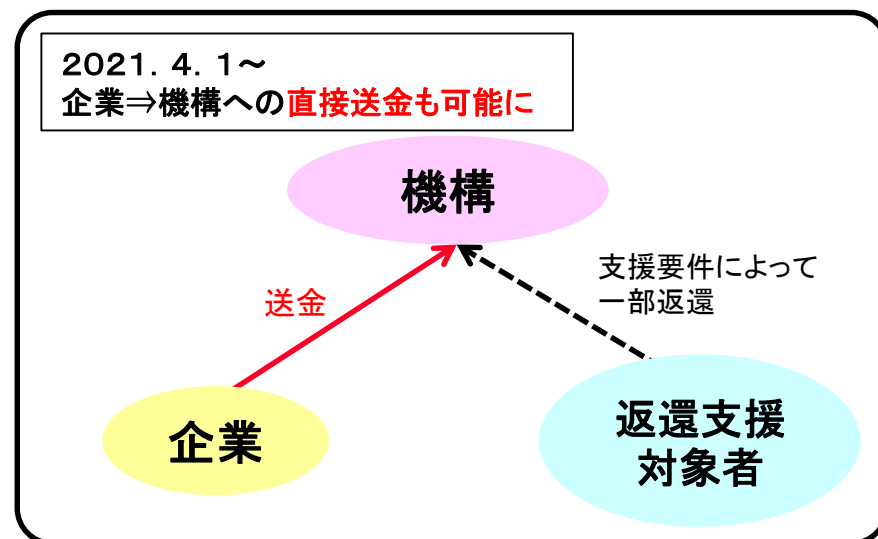
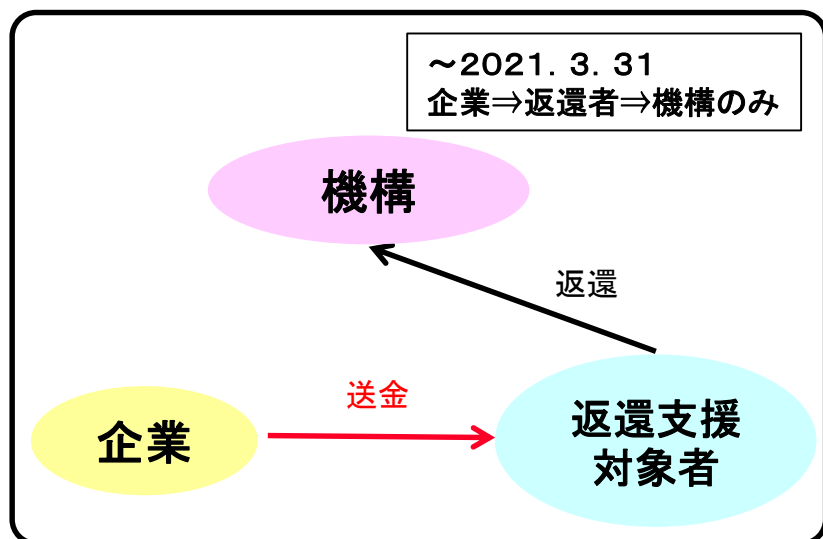
- ・奨学金返還支援に係る市町村の負担額（対象経費は負担総額の10/10、基金の設置は不要）、広報経費に対して特別交付税措置
- ・対象者の要件は大学・高校等を卒業後に当該地域に居住すること等

令和2年度は**32府県、423市町村**が実施
（地方公共団体独自の奨学金等の場合を含む）

日本学生支援機構(以下、機構という。)では、将来、各企業の担い手となる奨学金返還者を応援するための取組として、文部科学省と協議のうえ、各企業で実施している奨学金返還支援(代理返還)について、一定の条件の下で直接受け付けることとします。

1. 奨学金返還支援(代理返還)

機構の貸与奨学金(第一種奨学金・第二種奨学金)を受けていた社員に対し、企業が返還額の一部又は全額を支援。



※返還支援対象者 = 企業が奨学金の返還を支援する社員

※これから返還支援を実施する企業にも対応します。

2. 本制度を利用する場合(企業から機構へ直接送金すること)の課税関係

①【所得税】非課税となり得ます。

※個別の事例に依るため、一概には非課税とは言えません。

【参考】国税庁HP「質疑応答事例(所得税)」

○奨学金の返済に充てるための給付は「学資に充てるため給付される金品」に該当するか(抜粋)

奨学金の返済に充てるための給付は、その①奨学金が学資に充てられており、かつ、その②給付される金品がその奨学金の返済に充てられる限りにおいては、③通常の給与に代えて給付されるなど給付課税を潜脱する目的で給付されるものを除き、これを非課税の学資金と取り扱っても、④課税の適正性、公平性を損なうものではない。

②【法人税】給与として損金算入できます。

使用人の奨学金の返済に充てるための給付にあたるので、給与として損金算入できます。

3. 本制度を利用される企業に対する機構の対応

本制度の利用企業を当機構のHPに掲載させていただきます。

本制度を利用している又は利用予定の企業名及び返還支援要件等の情報を本機構HPに掲載します。

